



法人税の成り立ち

"経理のプロ"になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士
平井 満広

- 掲載(予定)テーマ
- ①法人税の成り立ち
 - ②売上に入るものの入らないもの
 - ③仕入と原価
 - ④法人税率の見た目と実際
 - ⑤収益と益金
 - ⑥費用と損金

法人税とは、「法人の所得にかかる税金」です。

法人とは、法律によつて人と同じような権利や義務を認められた団体のことで、団体の名義で契約を結んだり財産を所有したりすることができます。任意組合などの法人の資格がない団体は、こうした行為を団体名義で行なうことができません。原則、組員個人の名義で行なうことになります。法人税法で定める法人には、株式会社、合同会社、合資会社等の「普通法人」のほか、NPO法人、学校法人、宗教法人等の「公益法人等」、PTA、同窓会等の「人格のない団体等」などがあります。普通法人はすべての所得に対し、公益法人等や人格のない団体等は収益事業で生じた所得に対し、去人税がかかります。

ついています(図表1参照)。

なお、法人税を納めている黒字法人は全体の3割程度(資本金1億円超の大会社だけでも5割程度)といわれています。

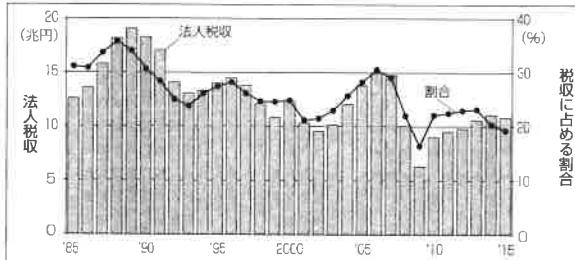
法人税は確定申告によって納める

法人税は、納稅額を計算した書類(確定申告書といいます)を作成して税務署に提出し、申告手続きをします。法人税を計算する対象期間は原則1年(この期間を「事業年度」といいます)で、事業年度終了日の翌日から2か月以内に申告・納税しなければなりません。ただし、会計監査を受けるため期限までに決算が確定しないなどの理由がある場合は、期限の延長(原則1か月)も認められます。前年度の法人税額が20万円を超える場合は、事業年度開始日以後6か月が経過した日(中間決算日)から2か月以内に、中間の申告・納税をしなければいけません。

法人の所得にかかる税金とは

法人の所得にかかる税金には、次のようなものがあります。

図表1 法人税収と税収に占める割合の推移



(1) 法人税(国税)
各事業年度の所得に対する法人

収益事業とは、物品販売業、請負業、不動産賃貸業等のことで、法人税法では34種類の事業が定められています。たとえば寺や神社の場合、お守りやおみくじの販売による利益は喜捨金(お布施や寄付の一種)として法人税の対象となりません。一方、所有地を月極め駐車場等で賃貸している場合は、収益事業(駐車場業)として法人税の対象となります。

外国法人(本店等が日本国外にある法人)の場合は、国内にある支店や工場等の恒久的施設(PFI) Permanent Establishment)に帰属する所得や国内にある不動産の賃借料等から生じる「国内源泉所得」が、日本の法人税の対象となります。

ちなみに、個人事業の所得はサラリーマンの給与と同様に所得税

書に記載した税額を自ら納めなければいけません。この制度を「申告納稅制度」といいます。

これに対して、固定資産税や自動車税などのように、行政機関が税額を決定する制度を「賦課課税制度」といいます。

法人税の申告や納稅は原則、本店等の所在地を管轄する税務署で手続きをします。法人税を計算する

問題となり、1899年に所得税

のほか、図表2のような法人税もあります。

(2) 地方法人税(国税)
名前に「地方」と入っていますが、国税に分類されます。地域間の税率格差を是正するために創設されました。2014年10月1日以後に開始する事業年度から適用されています。

(3) 法人道府県民税(地方税)
法人が所在する都道府県(実際の窓口は県税事務所等)に申告・納税する税金のひとつです。

法人税に課される「法人割」や法人の規模に課される「均等割」等があります。

東京都の特別区に所在する法人は、法人市町村民税に相当する税額をあわせて都税事務所に申告します。

(4) 法人事業税(地方税)
法人道府県民税と同様に、法人が所在する都道府県に申告・納税します。

同じように基本的に法人の所得が課されます。資本金が1億円を超える法人は、事業所の床面積や従業員数等の規模をベースにした外形標準課税が課されます。

法人事業税は法人税や法人道府県民税、法人市町村民税と違つて損金(税金計算上の経費)となります。

(5) 地方法人特別税(国税)

地方法人税と同じよう、地域の税源の偏りを是正するため、法人事業税の一部を分離して導入されました。法律上は国税に分類されますが、実務上は法人事業税と同様に都道府県に手続きをします。

(6) 法人市町村民税(地方税)

法人が所在する市町村に申告・納税する税金です。法人道府県民税と同じように「法人税割」と「均等割」があります。

ひらいみみつひる、平井会計事務所代表。「会計を通じて人生を幸せにす る」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れています。